平成２４年（フ）第１８号
石川県能美市緑が丘２丁目68番地
債務者　岡田　信之
1　決定年月日時　平成24年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第１９号
石川県小松市幸町３丁目117番地、従前の住所石川県小松市梅田町201番地
債務者　西原　暢紀
1　決定年月日時　平成24年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第１５号
福井県敦賀市呉竹町１丁目32番23―３号
債務者　應矢　準二
1　決定年月日時　平成24年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２４年（フ）第１６号
福井県三方郡美浜町佐柿第43号６番地
債務者　應矢　清美
1　決定年月日時　平成24年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２４年（フ）第４４号
神奈川県平塚市札場町28―19二之宮アパート２Ｆ、住民票上の住所山梨県甲府市古府中町4894番地13
債務者　川口　正人
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５１号
山梨県甲府市大里町2085番地　コーポ三神Ｆ101
債務者　中村　優希（旧姓田澤）
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６０号
山梨県中央市西花輪3599番地８　コーポ飯室Ⅰ―２―６号
債務者　守屋　　靖
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６４号
山梨県甲斐市島上条768番地１　ハイツタカノＡ棟105
債務者　下澤　　慶
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２８号
長野市大字高田429番地１　アリアンサーハイムＢ棟102
債務者　近藤　晶子（旧姓中野）
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３０号
長野市大字稲葉943番地23　川合新田団地１―504
債務者　柳澤みどり
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１３号
長野県松本市丸の内８番３号　丸の内ビル３階
債務者　更谷　栄美
1　決定年月日時　平成24年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第５０号
長野県東筑摩郡朝日村大字古見2454番地10
債務者　種山　則子
1　決定年月日時　平成24年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第１０号
長野県飯田市上郷黒田245番地３
債務者　宮下エルミリンダ（登録原票上の氏名　ＭＩＹＡＳＨＩＴＡ　ＥＲＭＩＬＩＮＤＡ　ＢＡＴＡＰＡ）
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２４年（フ）第１５号
長野県飯田市大瀬木1951番地２　県営住宅163号
債務者　林　　利子
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２４年（フ）第１７号
岐阜県美濃加茂市加茂野町今泉894番地２
債務者　大河内博幸
1　決定年月日時　平成24年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第１８号
岐阜県美濃加茂市牧野1748番地３マル共ホームズビル201号、住民票上の住所岐阜県美濃加茂市牧野1748番地３
債務者　後藤あかり
1　決定年月日時　平成24年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部